

冬場の児童の服装について

令和2年度

1 登下校の服装

(1) ジャージのズボン・タイツ着用可（黒っぽいもの）

⇒ その日の天候・健康状態によって保護者・児童が判断する。

※ 降雪があった場合は着用可とする。

※ 必ずしもジャージのズボンを着用しなければならないというわけではない。

※ ハイソックスも可とするが、白色を基本とする。

(2) 標準服（上着）の中に、ベストやセーター、トレーナーなどを着用してもよい。原則として標準服（上着）からはみださないことを基本に考える。

※ パーカーなどフード（帽子部分）のついたものは、視界確保等の安全面を考慮して不可とする。

※ 華美でないか、サイズは大きすぎないかなど、学習に適しているか、各家庭で判断する。



(3) 標準服の上からウィンドブレーカー等の上着を着用してもよい。

※ フード付きの場合は、えり部分に収納できるものだけ可。

(4) 手袋とネックウォーマーを着用してもよい。（マフラーは不可。）

※ 手袋は、朝のボランティア・かけ足のときにも、着用してよい。

(5) 終業式・始業式などの儀式参加のときは、標準服（上着、スカート・ズボン）とする。

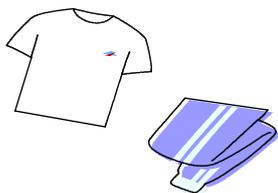
2 体育の学習時

原則として体育服（ジャージは脱ぐ。）

・ ただし、気温が低い日など、体が温まるまではトレーナーなど、動きやすい素材のものは着用してもよい。（温まったら脱ぐ。）

・ フード付きのものやセーター、標準服は不可。

※ 体調不良のため体育学習を見学する場合は、連絡帳や日記等を活用し、保護者から担任へ見学の連絡をする。



着用するものには、すべてに記名をする。

